

令和元年度（2019年度）製菓衛生師試験受験案内

長野県

1 試験日

令和元年（2019年）9月5日（木） 午後1時から午後3時まで
（受付は午前11時30分から午後0時30分まで）

2 試験の場所

各保健福祉事務所（保健所）の所在地（詳しい場所は受験票によりお知らせします。）

3 試験の科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学 (6) 製菓理論及び実技

（ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができます。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。）附則第3項又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。）附則第2項に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 法附則第2項に規定する者

ただし、次の場合は菓子製造業の実務経験とは認められません。

- ・専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等、直接菓子製造業に従事していない場合
- ・パートやアルバイト等で調理業務に2年以上従事していた者であっても、原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合を除き認められません。

5 製菓衛生師試験受験願書の提出先と書類

(1) 願書の受付期間

令和元年（2019年）7月2日（火）から7月4日（木）までの3日間
（午前9時から午後5時までの間）

※願書受付の最終日は非常に混雑しますので、できるだけ避けてください。

※郵送の場合は、7月4日（木）の消印まで有効です。その際、82円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒（定形郵便物として送ることが可能な大きさのもの）を同封してください。

(2) 願書の提出先

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）又は長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所に提出してください。

(3) 提出する書類

ア 製菓衛生師試験受験願書 1部

イ 次のいずれかの資格証明書 1部

- (ア) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し
※確認のため原本も持参してください。
※卒業証書に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を持参してください。
- (イ) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書
※卒業証明書に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を持参してください。
- (ウ) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の履修証明書
※受験に必要な科目及び時間数を満たしているものを提出してください。
※履修証明書に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を持参してください。
- (エ) 菓子製造業従事証明書
※個人が証明する場合は印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)1部を添付してください。

【再受験について】

平成30年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記(3)提出する書類のイに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

その場合は、身分を証する書類を添えて、必ず、平成30年度製菓衛生師試験受験願書を提出した保健福祉事務所(保健所)に提出してください。

ただし、平成30年度の製菓衛生師試験受験票をもって身分を証する書類に替えることができます。

なお、平成30年度製菓衛生師試験受験願書提出後に氏名が変わった場合は、身分を証する書類として戸籍抄本を提出してください。

ウ 写真 1枚

上半身、無帽、正面向、名刺判(縦4.5cm横3.5cmのパスポートサイズでも可)で、願書提出前3か月以内に撮影したもの。裏面に撮影年月日及び氏名を必ず記入してください。

エ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者については、その合格証。

6 受験手数料

9,400円

※長野県収入証紙(注意:収入印紙ではありません)を受験願書の所定の欄にはり付けて、消印はしないで提出してください。

※ただし、県外に住所を有する者は為替によることができます。

※受理された受験願書に添付された長野県収入証紙は返還することはできません。

7 持ち物

試験日当日は、鉛筆(HB、シャープペンシル可)、消しゴム(プラスチック消しゴムが望ましい)、受験票をお持ちください。

8 採点及び合否判定基準

採点は1問1点とし、原則として満点の6割以上を合格としますが、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回った場合は、不合格とします。

9 合格発表の日時及び場所

令和元年（2019年）10月3日（木）午前9時から願書を提出した保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。また、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shiken/seika/index.html>）においても、合格者の受験番号を掲載します（携帯電話の機種によりアクセスできない場合があります。）。

なお、電話等による照会には一切回答できません。

10 その他

- (1) 偽りの証明又は事実と相違する場合は、受験資格又は合格を取り消しますので注意してください。
- (2) 受験願書等の用紙は保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所に据え置く用紙又は長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shiken/seika/index.html>）に掲載された用紙を用いてください。
- (3) この試験についての問い合わせは、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は長野市保健所にしてください。
- (4) 願書を郵送で請求する場合は、82円切手をはったあて先を明記した返信用封筒を同封してください。

11 お問い合わせ先

保健福祉事務所 (保健所)	〒番号	住所	電話番号
佐久保健福祉事務所	385-8533	佐久市大字跡部 65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-4191
上田保健福祉事務所	386-8555	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	0268-25-7153
諏訪保健福祉事務所	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所	396-8666	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6840
飯田保健福祉事務所	395-0034	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所	397-8550	木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内	0264-25-2235
松本保健福祉事務所	390-0852	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内	0263-40-1943
大町保健福祉事務所	398-8602	大町市大字大町 1058-2 大町合同庁舎内	0261-23-6528
長野保健福祉事務所	380-0936	長野市中御所岡田 98-1	026-225-9065
北信保健福祉事務所	389-2255	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-3106
長野市保健所	380-0928	長野市若里 6-6-1	026-226-9970

自然災害、悪天候などにより、試験の実施に変更が予定される場合は、長野県ホームページ（https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/sangyo/shiken/chorishi/r1shiken_yotei_1.html）でお知らせします。

なお、試験当日にやむを得ず試験の実施を変更する場合は、長野県のホームページでお知らせするとともに、受験願書を提出した保健福祉事務所（保健所）にて電話による応対も行います。